

7-1 優先度の高いため池

ため池のハード対策は、「5 防災・減災対策の優先度の考え方」に基づき優先度の高いものから取り組む。なお、優先度は、ため池の損傷・劣化状況及び下流の家屋の状況の変化等により変わりうるものであることから、ハード対策を検討する時点で最新の情報を反映して判断する。また、特別な事情がある場合には、理由を明確にした上で対応する。

7-2 長寿命化計画

ため池の全面的な改修には1か所あたり数千万円から数億円の費用を要し、管理者には大きな負担となることから、費用の縮減や平準化が課題となる。ため池は堤体や取水施設、洪水吐、水路など材質や機能が異なる構造物が一体となって機能を発揮しており、改修・更新が必要となる時期が個々に異なるが、各構造物の状態や改修・更新内容と時期・費用等を明らかにした長寿命化計画の作成により的確な維持管理・更新を行うことが可能となり、中長期的なトータルコストの縮減や費用の平準化が可能となる。

一方、長寿命化計画の作成にも1か所あたり数百万円の費用を要し、短期間に全てのため池で作成することは困難である。国はインフラ長寿命化計画（行動計画）において、受益面積が100ha以上あるなど管理者等が必要と判断するため池について、令和2年度までに長寿命化計画を作成するとしていることも踏まえ、青森県では令和2年度を目標として防災重点ため池（中期プラン策定時の140か所）の長寿命化計画の作成を進める。

7-3 耐震化対策の重要度区分

耐震化対策については、国が定める基準に基づき、各重要度区分に応じた調査を行った上で実施する。

表14 重要度区分と調査内容

重要度区分	定義	調査内容
A A種	<p>(1) と (2) の両方に該当するため池 (1) 被害想定範囲に関する事項 下記のいずれかに該当するため池 ア 県地域防災計画・中央防災会議の推計震度が6弱以上エリアで、且つため池が決壊した場合、人家や重要施設周辺の浸水深が下記に該当するため池 • 浸水深1.0m以上かつ流速0.5m/s以上 • 浸水深0.5m以上かつ流速1.0m/s以上 イ 県地域防災計画・中央防災会議の推計震度6弱以上エリアで、貯水量100千m³以上かつ堤高10m以上のため池 ウ ダム級（堤高15m以上）のため池 (2) 下流被害対象施設に関する事項 下記の両方に該当するため池 エ 下流に被害が想定される家屋、学校、病院等が1軒以上あるため池（9ページの表5または表6の点数が1以上） オ 下流に被害が想定される国道、主要地方道、鉄道のいずれかがあるため池</p>	レベル2 地震動液状化の評価を行う
A種	決壊した場合、人家や重要施設付近の浸水深が0.5m以上、流速が0.7m以上（歩行困難）、最短到達時間が15分未満のため池	レベル1 地震動液状化の評価を行う
B種	A A種、A種以外のため池	レベル1 地震動

7－4 ため池の廃止

農業用のかんがい受益がなくなったものであって、老朽化が著しく、決壊時に下流の人家や公共施設等へ影響を及ぼすおそれがあるため池については、用途廃止・撤去を含めて対策を検討する。

廃止ため池工事実施例（原田地区 佐井村）



◎ため池を廃止する方法

(1) 貯水機能の廃止

埋め立てや、堤体を開削するなどして、貯水できないようにする。

(2) 用途の廃止（他の目的への転用）

農業用としては使用しないが別の目的で残す場合には、市町村と相談し、誰が、どのように管理するのかなどを話し合い、書面で取り交わすこと が望ましい。